

4.4 被災地域の消防団の活動

日本の消防活動は、市町村に設置される常勤の消防本部と非常勤の消防団が連携して行っている。消防団は、すべての市町村に設置され、平成24年4月1日時点で、消防団数は2,234団であり、消防団員数は87万4,193人である^{1)*1}。

地域によって異なるが、消防団は概ね図4.4-1に示すように、「団」、「分団」、「部」、「班」という構成で運営されている*2。

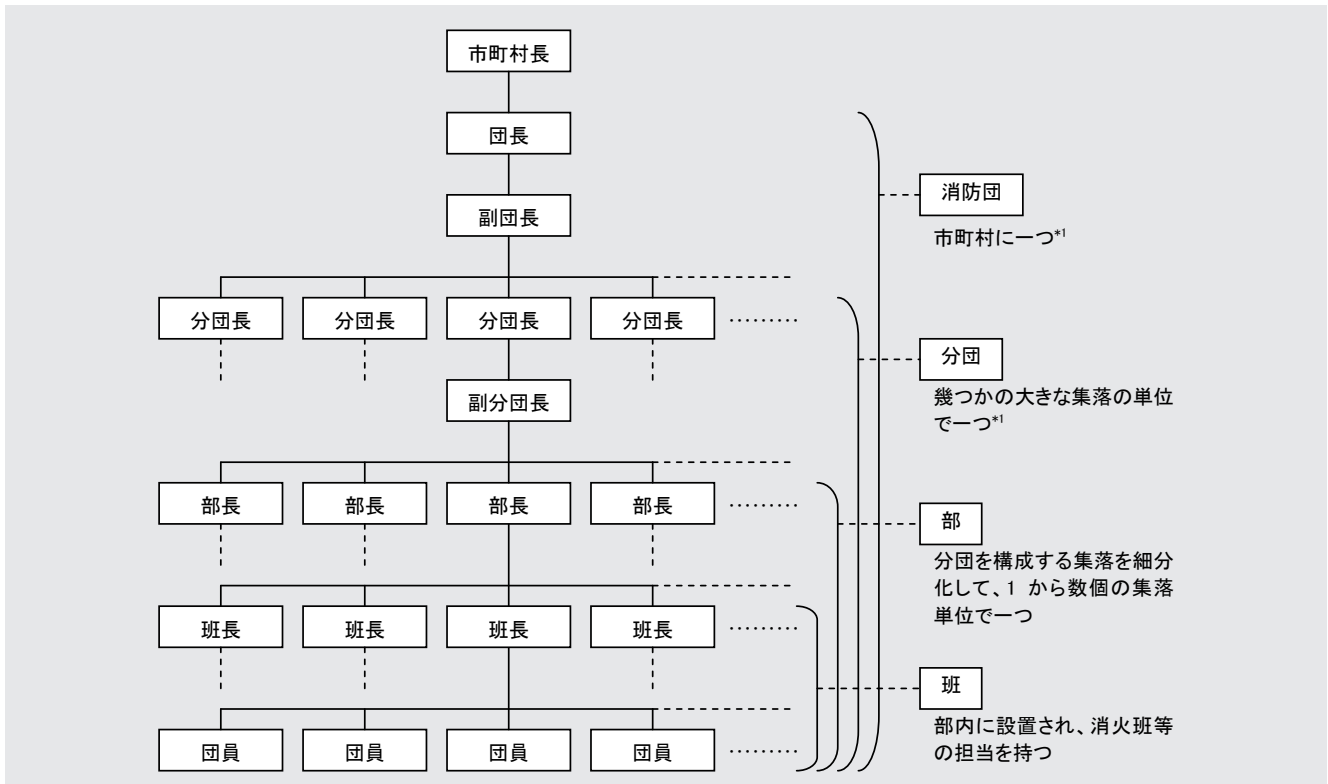
消防団員とは、ほかに生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という精神に基づいて、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である。消防団は主な活動として、災害時の消火活動、救助・救出活動、災害防除活動、住民の避難誘導や、平常時の防火啓発活動、消火・防災訓練、高齢者宅の訪問、応急手当の指導などを行って

おり、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている¹⁾。

東日本大震災において、地域防災の要である消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、「地域密着性」（消防団員は、管轄区域内に居住又は勤務）、「要員動員力」（消防団員数は、消防職員数の約6倍）、「即時対応力」（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）という3つの特性を活かしながら、水門・陸閘（りくこう）の閉鎖、住民の避難誘導、救助活動及び消火活動のほか避難所の運営支援など、様々な活動を行った²⁾。

一方、地震発生直後から避難誘導や広報活動にあたった消防団員や災害対応のため詰所へ参集途上の消防団員が津波により被害を受け、消防団員254人（平成24年9月11日時点³⁾が死亡ないし行方不明となった。また、屯所や消防車両等が損壊するなど、人的、物的にも甚大な被害を受けながらの活動となった¹⁾。

図4.4-1 消防団組織の概念図



1) 消防庁 平成24年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

3) 消防庁 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第146報）
<http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou.html>（平成25年1月21日参照）

*1 東日本大震災の影響により、宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日時点）により集計している。

*2 市町村合併により、旧市町村を一つの消防団とし、その連合体として連合消防団としている場合や、旧市町村をそれぞれ「支団」や「方面隊」と称し、分団以下の組織とする場合などもある。

4.4.1 ▶ 岩手県・宮城県・福島県の消防団の現勢

平成22年4月時点での岩手県、宮城県及び福島県の消防団の現勢について示す。

1 岩手県の消防団

岩手県には、34の消防団（23,420人）が所属している。

図4.4-2及び表4.4-1に岩手県の各消防団における団員数を示す。

図4.4-2 岩手県の消防団の状況(平成22年4月1日時点)

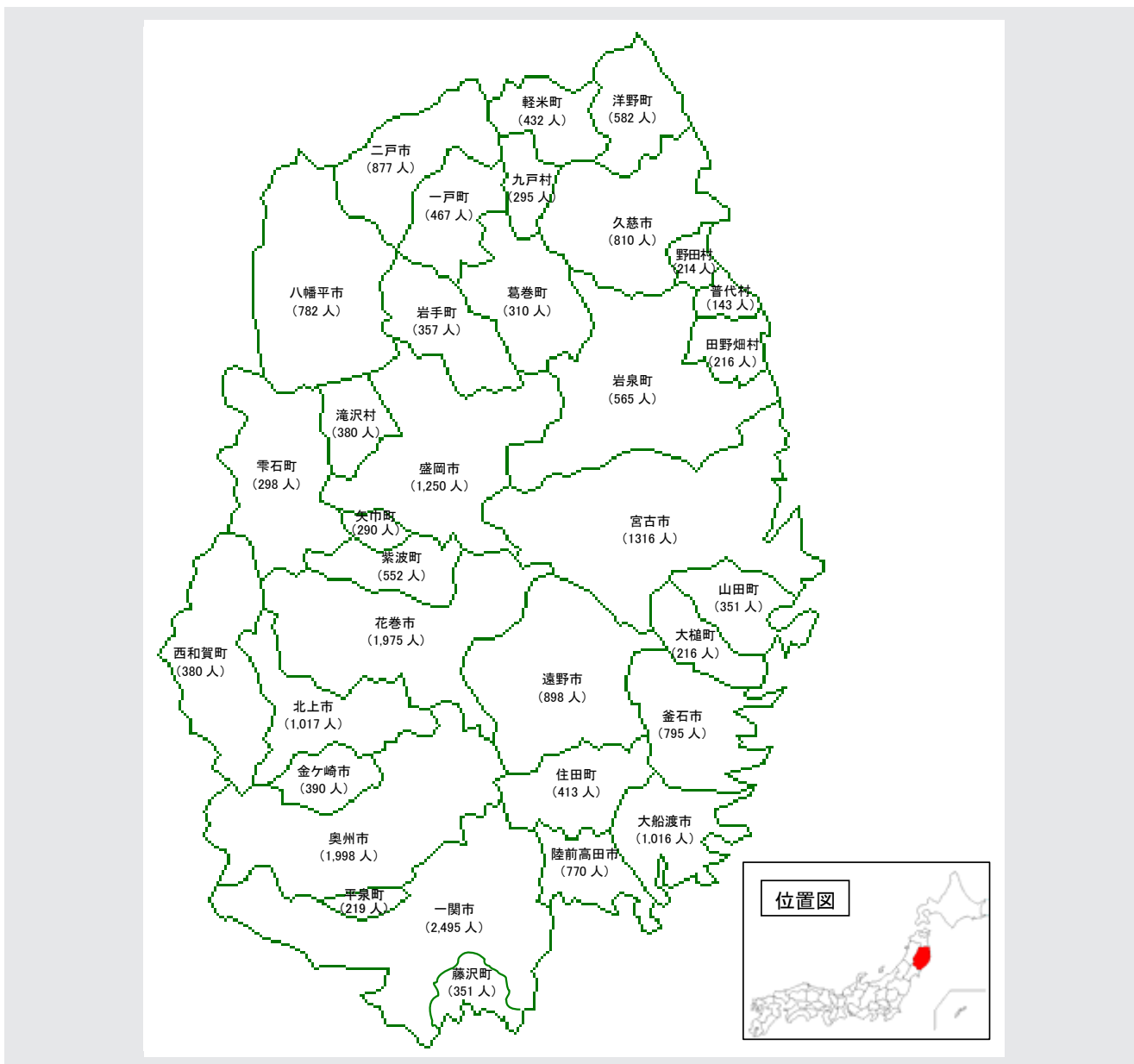


表4.4-1 岩手県の消防団別の団員数の状況(平成22年4月1日時点)

消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数
花巻市	1,975人	住田町	413人	栗石町	298人	大槌町	216人	奥州市	1,998人
遠野市	898人	二戸市	877人	葛巻町	310人	宮古市	1,316人	金ヶ崎町	390人
一関市	2,495人	一戸町	467人	岩手町	357人	山田町	351人	久慈市	810人
藤沢町	351人	軽米町	432人	滝沢村	380人	岩泉町	565人	洋野町	582人
平泉市	219人	九戸村	295人	紫波町	552人	田野畑村	216人	野田村	214人
陸前高田市	770人	盛岡市	1,250人	大市町	290人	北上市	1,017人	普代村	143人
大船渡市	1,016人	八幡平市	782人	釜石市	795人	西和賀町	380人		

2 宮城県の消防団

宮城県には、48の消防団（21,681人）が所属している。

図4.4-3及び表4.4-2に宮城県の各消防団における団員数を示す。

図4.4-3 宮城県の消防団の状況(平成22年4月1日時点)

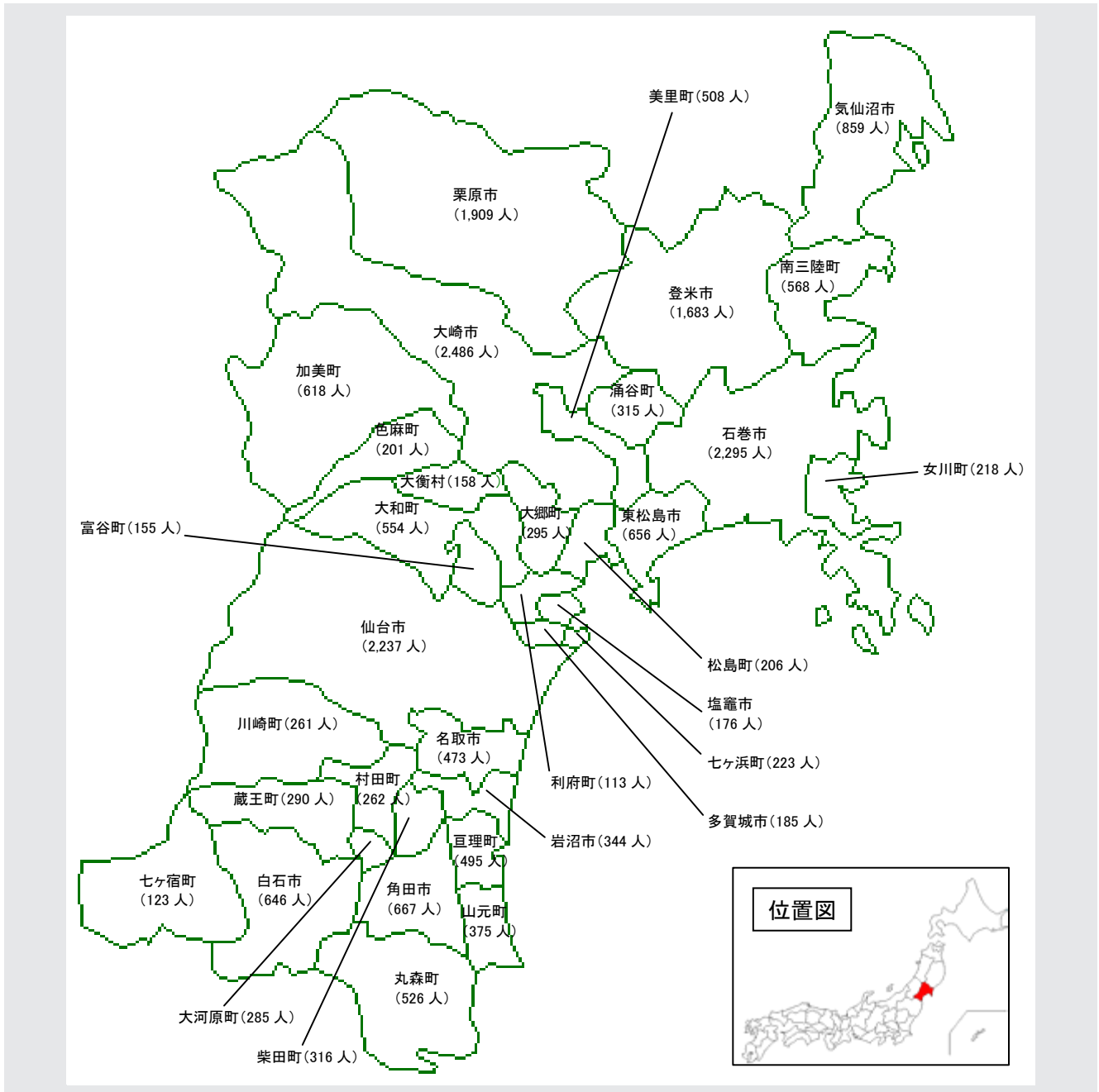


表4.4-2 宮城県の消防団別の団員数の状況(平成22年4月1日時点)

消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数
仙台市	2,237人	富谷町	155人	松島町	206人	蔵王町	290人	大崎市	2,486人
名取市	473人	大衡村	158人	七ヶ浜町	223人	七ヶ宿町	123人	色麻町	201人
岩沼市	344人	石巻市	2,295人	利府町	113人	大河原町	285人	加美町	618人
登米市	1,683人	東松島市	656人	巨理町	495人	村田町	262人	涌谷町	315人
栗原市	1,909人	女川町	218人	山元町	375人	柴田町	316人	美里町	508人
大和町	554人	塩竈市	176人	白石市	646人	川崎町	261人	気仙沼市	859人
大郷町	295人	多賀城市	185人	角田市	667人	丸森町	526人	南三陸町	568人

3 福島県の消防団

福島県には、59の消防団（35,339人）が所属している。

図4.4-4及び表4.4-3に福島県の各消防団における団員数を示す。

図4.4-4 福島県の消防団の状況(平成22年4月1日時点)

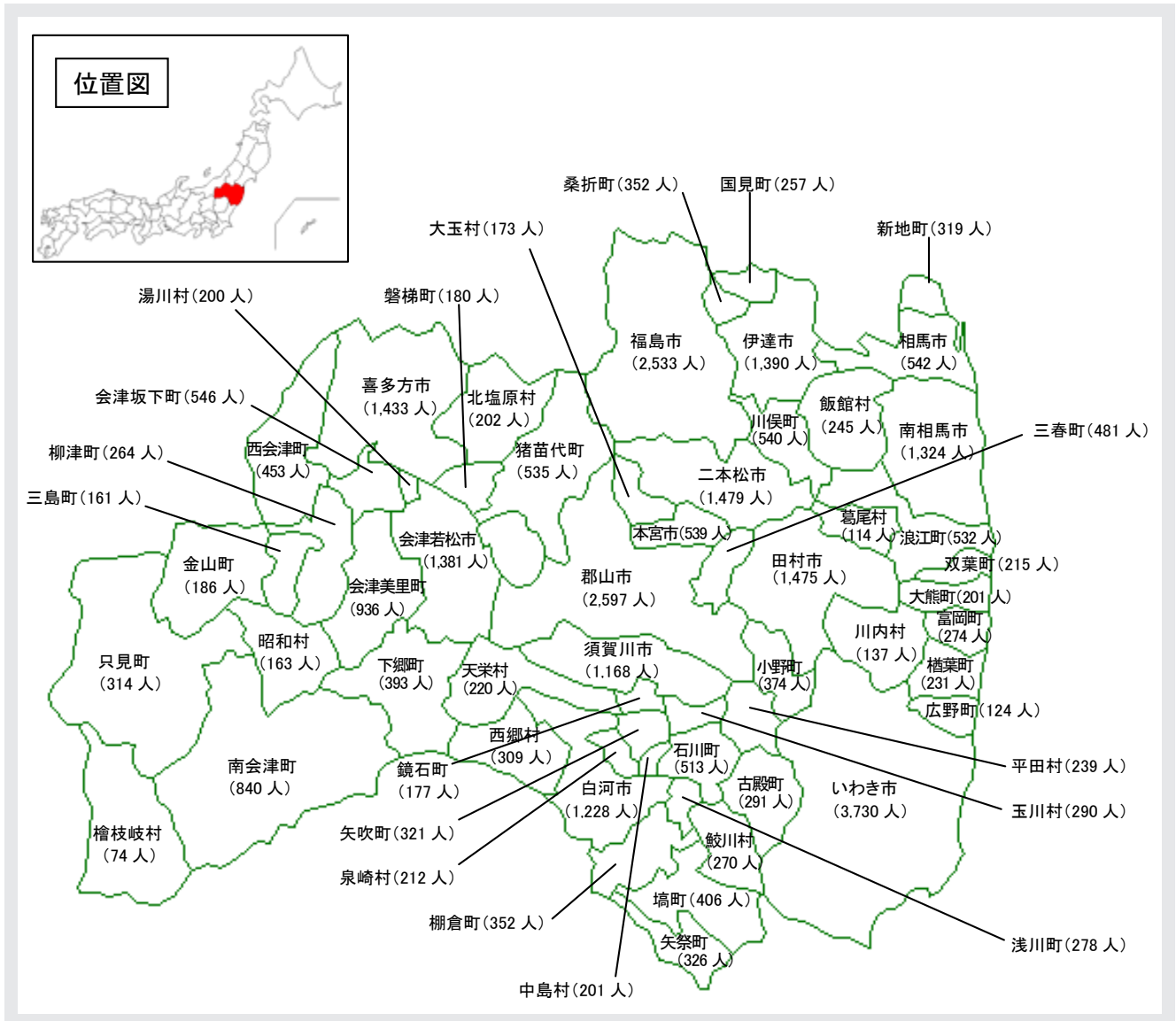


表4.4-3 福島県の消防団別の団員数の状況(平成22年4月1日時点)

消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数	消防団名	団員数
福島市	2,633人	北塩原村	202人	大玉村	173人	榎葉町	231人	平田村	239人
いわき市	3,730人	西会津町	453人	会津若松市	1,380人	富岡町	274人	浅川町	278人
白河市	1,228人	伊達市	1,390人	磐梯町	180人	川内村	137人	古殿町	291人
西郷村	309人	桑折町	352人	猪苗代町	535人	大熊町	201人	郡山市	2,597人
泉崎村	212人	国見町	257人	会津坂下町	546人	双葉町	215人	田村市	1,475人
中島村	201人	川俣町	540人	湯川村	200人	浪江町	532人	三春町	481人
矢吹町	321人	相馬市	542人	柳津町	264人	葛尾村	114人	小野町	374人
棚倉町	352人	南相馬市	1,324人	三島町	161人	須賀川市	1,168人	下郷町	393人
矢祭町	326人	新地町	319人	金山町	186人	鏡石町	177人	檜枝岐村	74人
塙町	406人	飯館村	245人	昭和村	163人	天栄村	220人	只見町	314人
鮫川村	270人	二本松市	1,479人	会津美里町	936人	石川町	513人	南会津町	840人
喜多方市	1,433人	本宮市	539人	広野町	124人	玉川村	290人		

4.4.2 ▶ 消防団の任務と初動対応¹⁾

災害の発生から一定の時間が経過すれば緊急消防援助隊などの応援や警察、自衛隊などの実働部隊による救援等を期待することができるが、災害発生当初は被災地の消防が主な災害対応を担っている。消防団員は、他に職業を持ちながら消防業務に従事する非常勤の特別職地方公務員である。しかし、地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆け付け、そして最後まで活動することが多い。

消防庁は、平成23年10月3日から11月11日に、宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市の5市のうち、沿岸を担当した分団に所属する団員を対象に質問票を用いた無記名回答による抽出方式のアンケート調査を実施した（回収率約80%）。

図4.4-5に消防団員が震災後の1週間に主としてどのような活動をしたかを示す。気仙沼市は、大規模火災が発生したこともあり消火活動が多かった（表4.4-4）。

図4.4-5 地震発生から1週間の消防団員の活動内容 (5市に対するアンケート調査結果より)¹⁾

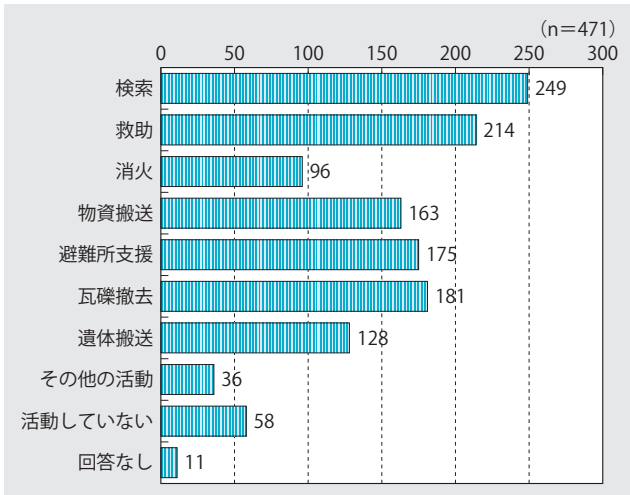


表4.4-4 主要都市別の消防団員の活動内容 (5市に対するアンケート調査結果より)¹⁾

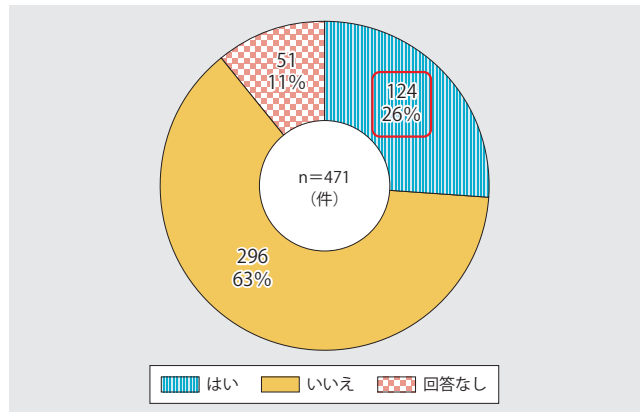
市別の内訳	(n=471)					総計
	宮古市 (76)	釜石市 (101)	気仙沼市 (78)	石巻市 (103)	いわき市 (113)	
検索	48	49	58	69	25	249
救助	47	42	43	60	22	214
消火	19	9	52	5	11	96
物資搬送	31	69	11	23	29	163
避難所支援	18	70	11	43	33	175
瓦礫撤去	33	54	18	59	17	181
遺体搬送	35	36	43	11	3	128
その他の活動	6	12	7	4	7	36
活動していない	3	3	8	7	37	58
回答なし	4	1	0	1	5	11

発災直後においては、津波被害を受けた三陸沿岸地域の消防団員の任務は水門等の閉鎖が重要業務になっており、水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業を任務としていた消防団員は、全体の26%であった（図4.4-6参照）。また、それらの団員が担当することになっていた水門等の数は、平均4.5ヶ所（「回答なし」を除いた集計値）となっており、最大13ヶ所もの水門等を担当することとなっていた団員もいた（図4.4-7参照）。

実際に水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業を行った団員が対応した水門等の数は、平均2.9ヶ所（「回答なし」を除いた集計値）であり、中には10ヶ所以上の水門等の対応をしたという回答もあった（図4.4-8参照）。

また、地震発生直後に実施した消防団の活動としては、水門・陸閘（りくこう）の閉鎖（67件）は避難誘導（136件）に次いで2番目に多かった（図

図4.4-6 水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業は任務だったか？ (5市に対するアンケート調査結果より)¹⁾



1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料4 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html (平成25年1月21日参照)

図 4.4-7 水門等の閉鎖及び閉鎖確認の担当数
(5市に対するアンケート調査結果より)¹⁾

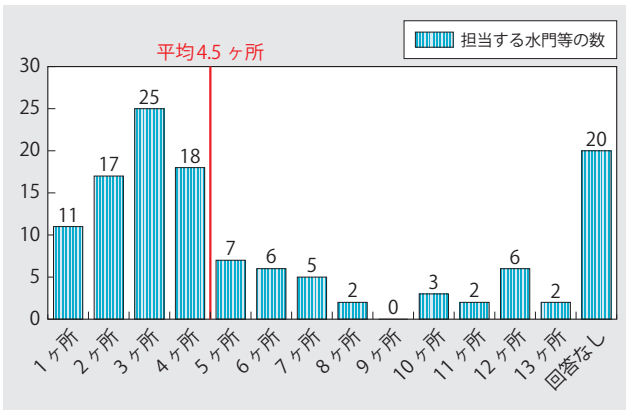


図 4.4-8 水門等の閉鎖及び閉鎖確認を行った数
(5市に対するアンケート調査結果より)¹⁾

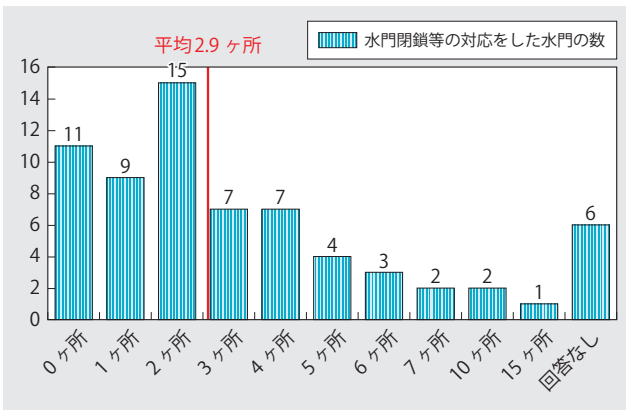
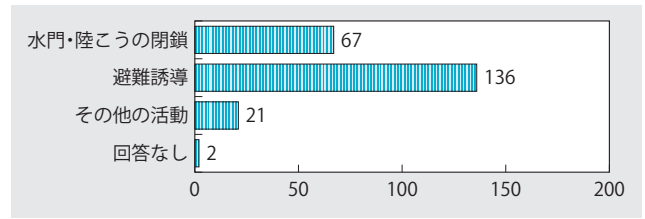


図 4.4-9 地震発生直後に実施した消防団活動
(5市に対するアンケート調査結果より)¹⁾



4.4-9参照)。

消防庁は、平成23年11月4日から11月14日に、宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市の5市の消防団担当者にアンケート調査（以下「担当者アンケート」という。）を実施した。担当者アンケートによれば、釜石市及びいわき市では災害時要援護者の避難を消防団の任務としていた。表4.4-5によれば、海面監視や警戒活動を任務としていた消防団もある。

表 4.4-5 消防団の活動内容について(5市に対するアンケート調査結果より)²⁾

	宮古市	釜石市	気仙沼市	石巻市	いわき市
Q 災害時における消防団員の活動について、参集基準や活動内容を定めたマニュアル等が作成されていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q そのマニュアル等には、地震の発生や津波警報等が発令されれば、出動指令等を待たずに水門閉鎖や避難誘導等の活動を実施すること(以下「事前命令」という。)が定められていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q 事前命令の参集基準をお答えください。	震度3以上又は津波注意報又は警報発令時	震度4以上又は津波注意報又は警報発令時	震度5弱以上又は津波注意報又は警報発令時	震度6弱以上又は津波注意報又は警報発令時	震度4以上又は津波注意報又は警報発令時
Q 事前命令の活動内容をお答えください。	・水門等の閉鎖 ・避難誘導	・水門等の閉鎖 ・避難誘導	・水門等の閉鎖 ・広報活動 ・情報収集、伝達活動 ・警戒活動	・水門等の閉鎖 ・避難誘導 ・地区内巡回	・避難誘導 ・海面監視 ・警戒広報
Q 事前命令に退避の条件が決められていましたか。	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ
【退避の基準】 (気仙沼市)現場の状況、防災行政無線、団指揮本部等からの情報等に注意し、団員の避難時機を失しないよう十分注意すること。特に津波に関しては、津波到達予想時刻の10分前に避難を完了すること。(平成16年7月追加)					
Q 消防団員は、津波災害に対する活動において、避難誘導を任務としていましたか。	はい	はい	はい	はい	はい
Q 災害時要援護者の避難についても、消防団の任務としていましたか。	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい
Q 災害時要援護者の人数や住所の把握方法についてお答えください。		特に決めてはなかった			市でリストを作成し消防団へ提供していた
Q 消防団員が実施した災害時要援護者の避難誘導は、うまくできましたか。		概ねうまくできた			概ねうまくできた

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料4 平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/04.pdf (平成25年1月21日参照)
 2) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料5 平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/05.pdf (平成25年1月21日参照)

4.4.3 ▶ 消防団の活動事例

東日本大震災において消防団員が行った活動としては、水門の閉鎖、救助・避難誘導、消火活動、防犯活動、給水活動、がれきの撤去作業等があげられる。以下に、これらの活動ごとに具体的な事例を示す。また、各地域別の消防団の活動状況については、「4.4.4 各被災地域における消防団の活動状況」に記載する。

1 水門閉鎖の事例

(1) 岩手県宮古市の事例¹⁾

河口にある水門は、高潮や津波情報が発表された場合に、必ず全閉操作する取決めであった。津軽石地区の水門（写真4.4-1）は遠隔閉鎖機能付きで、閉鎖は屯所の横にある操作室（水門から1km離れている。）から遠隔操作できるようになっていたが、3月11日は発電機が立ち上がらず、止むなく集まった団員がポンプ車で水門へ向かった。水門の設置場所にも発電機があったが立ち上がらず、団員がゲートを手で閉めた。その直後、海面を見ていた団員が高い津波を確認し、急いで屯所に戻った例もあった。

写真4.4-2は、3月11日15時33分に津軽石方面へ向かう橋にまで津波が襲来した様子である。



写真4.4-1 津軽石川水門の様子¹⁾



写真4.4-2 水門操作所2階からみた水門の様子²⁾

〈15分ルール³⁾〉

宮古市消防団第28分団では、22人が水門・陸閘（りくこう）閉鎖と避難誘導の活動を実施し、うち17人が水門・陸閘の閉鎖業務に従事した。15分ルールによって、分団から1人の犠牲者も出さずに活動できた。

15分ルールとは、平成16年から検討してきた震災時に消防団活動（水門・陸閘の閉鎖及び避難誘導）に従事することができる発災からの活動可能時間を15分とした取決めである。宮古市田老地区では、一番遠い活動場所（水門）から高台までの避難に4分30秒の時間を要することから、地震発生から津波の到達（予想）までの所要時間である20分から避難時間である5分（4分30秒+余裕時間30秒）を引いた15分間を活動可能時間とした。

同消防団は、自治会に対してこのルールを説明し、3年かかって理解を得られた。なお、分団員は、震災前から15分ルールの周知徹底と訓練の実施を行っていた。

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料8 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）
 2) 財団法人日本消防協会 東日本大震災全国消防団報告研修会報告書 平成23年7月 http://www.nissho-jyohou.jp/nisshohp_img/higashinihon-saishinsai/pdf/houkokusho05_miyakoshi.pdf（平成25年1月21日参照）
 3) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 第2回ワーキングチーム会議資料1 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html（平成25年1月21日参照）

(2) 岩手県大船渡市の事例¹⁾

津波注意報が発表された場合、消防団が水門を閉鎖することになっていた。155ヶ所の水門のうち手動閉鎖式である147ヶ所を消防団が閉鎖した。残りの8ヶ所は遠隔操作式で常備消防の司令室から操作したが、7ヶ所は作動せず、消防団員が手動で閉鎖した。写真4.4-3は、津波襲来後の大船渡市三陸町越喜来（おきらい）にある水門の様子である。



写真4.4-3 越喜来(おきらい)水門の様子¹⁾

2 救助・避難誘導の事例

(1) 岩手県九戸郡洋野町で消防団が率先して避難し、犠牲者ゼロを導いた事例²⁾

岩手県洋野町は、震度4と揺れはさほど大きくなかったが、最大遡上高15mを記録し津波の被害を受けた岩手県沿岸部の市町村で唯一犠牲者がゼロだった。同町の八木地区には防潮堤が設置されていないことが危機感につながり、以前から消防団の意識改革、住民の日ごろの備え、防災訓練の見直し等に取り組んでいた。

発災直後、消防団員は、担当の水門を12分以内で閉鎖し、拡声器で住民に避難を呼びかけながら高台に避難した。また、住民が低地に下りないように町道を封鎖した。これらの行動は、全て平成18年から見直してきた防災訓練の賜物である。

防災訓練では、消防団は、水門閉鎖の任務を遂行後、住民に対して避難広報をしながら退避行動の開始を徹底した。消防団の呼びかけや避難の様子を見て住民もこれに続く。防災訓練どおりに行動することによって犠牲者をゼロにすることができた（写真4.4-4）。



写真4.4-4 震災翌日の水門の整備活動の様子²⁾

(2) 宮城県塩竈市で島民を迅速に避難誘導し、人的被害をゼロとした事例¹⁾

離島である浦戸地区桂島（人口約240人）には、震災発生時に約150人の島民が島内にいたが、消防団の迅速な避難誘導活動により、すべての島民を避難所（旧浦戸第二小学校）へ避難させた。活動の流れは、以下のとおりであった。

浦戸消防団第二分団の分団長以下15人の団員が発災直後に取決めにより器具置場へ自動参集した。分団長の指示により、避難誘導10人、避難広報3人、見張り2人に分かれて活動を実施した。地震の規模の大きさから、昭和35年のチリ地震津波以上の規模の津波を予想し、海岸地区にあるすべての住宅を1軒ずつ回り、避難を呼びかけた。災害時要援護者の約30人は、団員と島民が協力し、軽トラック10台の荷台を使い避難させた。また、避難しないと訴えた3人についても、説得し避難させた。

当地区は、今回の津波により全壊58棟、半壊7棟の物的被害が発生しているが、消防団員が高齢者等の災害時要援護者の住まいも把握していたため、人的被害はなかった。

(3) 宮城県亶理町の孤立住民（約400人）を安全な避難所まで誘導した事例¹⁾

避難所に指定されていた長瀨（ながとろ）小学校の体育館に約400人が避難していたところに津波が押し寄せてきたため、避難していた住民のうち老人や子どもを団員20人がステージ上に上げるととも

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方に関する検討会 中間報告書 参考資料8 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）

2) 久慈広域連合消防本部

に、入口を運動用マット等で必死に押さえ、水の浸入を防いだ。

翌々日（平成23年3月13日）の13時から18時に団員50人で、漂流していたボート2隻と車両3台（トラック2台、軽トラック1台）を使い全員（約400人）を別の避難所へ移動させた。移動経路及び手段は、以下のとおりであった。

長瀨小学校から線路までの500mを徒歩で移動（災害時要援護者等は車両使用）し、そこから線路上2kmを徒歩で移動（災害時要援護者等は線路沿いを船で移動）、その後バス、車両で別の避難所へ移動させた。

(4) 宮城県気仙沼市の福祉施設に取り残された要救助者を救助した事例¹⁾

鹿折（ししおり）地区の福祉施設、リバーサイド春圃（しゅんぼ）（写真4.4-5）で、津波により施設職員53人及び入居者86人が孤立した。気仙沼市の消防団員3班20人が、常備消防や緊急消防援助隊と連携して施設から救助し、避難所である鹿折中学校まで誘導活動を実施した（写真4.4-6）。



写真4.4-5 福祉施設 リバーサイド春圃の様子¹⁾



写真4.4-6 福祉施設 リバーサイド春圃から避難の様子¹⁾

(5) 長野県栄村の消防団員が孤立集落の住民を救出した事例²⁾

震災前から集落単位で避難訓練をしていたため、住民間のコミュニケーションは良く比較的軽微な被害の集落は、住民自ら1次避難場所に集まることができた。しかし甚大な被害を被った集落は雪崩、土砂崩落で1次避難場所が使用不可になった集落や生活道路がふさがれ孤立した集落が複数あった。

ある孤立集落はヘリコプターによる上空からの救助が不可能だったため、消防団員が高齢者や歩行困難者を担架やおんぶで車両輸送可能な箇所まで搬送した。また、1次避難場所から2次避難場所への誘導は、消防団員が先導して行われた。

消防団は地震発生直後から住民の安否確認、避難誘導、防犯のための警戒活動を実施した。

住民からは、被害が少なかった要因は、消防団の適切な活動によると感謝の声もあった。

3 消火活動の事例

(1) 岩手県釜石市の常備消防が津波で被災したため消防団が主として消火活動を実施した事例¹⁾

ア 民家への延焼阻止（平成23年3月11日）

岩手県釜石市の只越地区において津波で流されてきた車両から発生した火災が、付近の民家に燃え移ろうとしていた。この地区を管轄している消防署は、車両や資機材が津波の被害を受けて活動ができ

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料8 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）

2) 長野県栄村役場

なかったため、消防団（車両1台、団員8人）のみで消火活動を実施し、鎮火させた。

イ 林野火災への対応（平成23年3月15日）

岩手県釜石市において隣接した大槌町から延焼拡大してきた林野火災に出動し、平成23年3月15日の早朝から日没まで、消防団員延べ85人が消火活動を実施した。常備消防は、資機材が津波で流出していたため、指揮活動のみとなった。

(2) 宮城県気仙沼市の消防団が常備消防、緊急消防援助隊と連携した消火活動の事例¹⁾

発災当日に宮城県気仙沼市鹿折（ししおり）地区で大規模な住宅街火災が発生した（平成23年3月11日15時56分覚知）。

大規模火災であり、津波の被害により付近の水利も使用不能であったため、常備消防のみでの対応は困難であった。津波による浸水で南側からの進入ができなかったため、迂回して北側から活動を実施した。消防団はポンプ車11台、小型動力ポンプ付積載車6台を使用して消火活動を実施した（写真4.4-

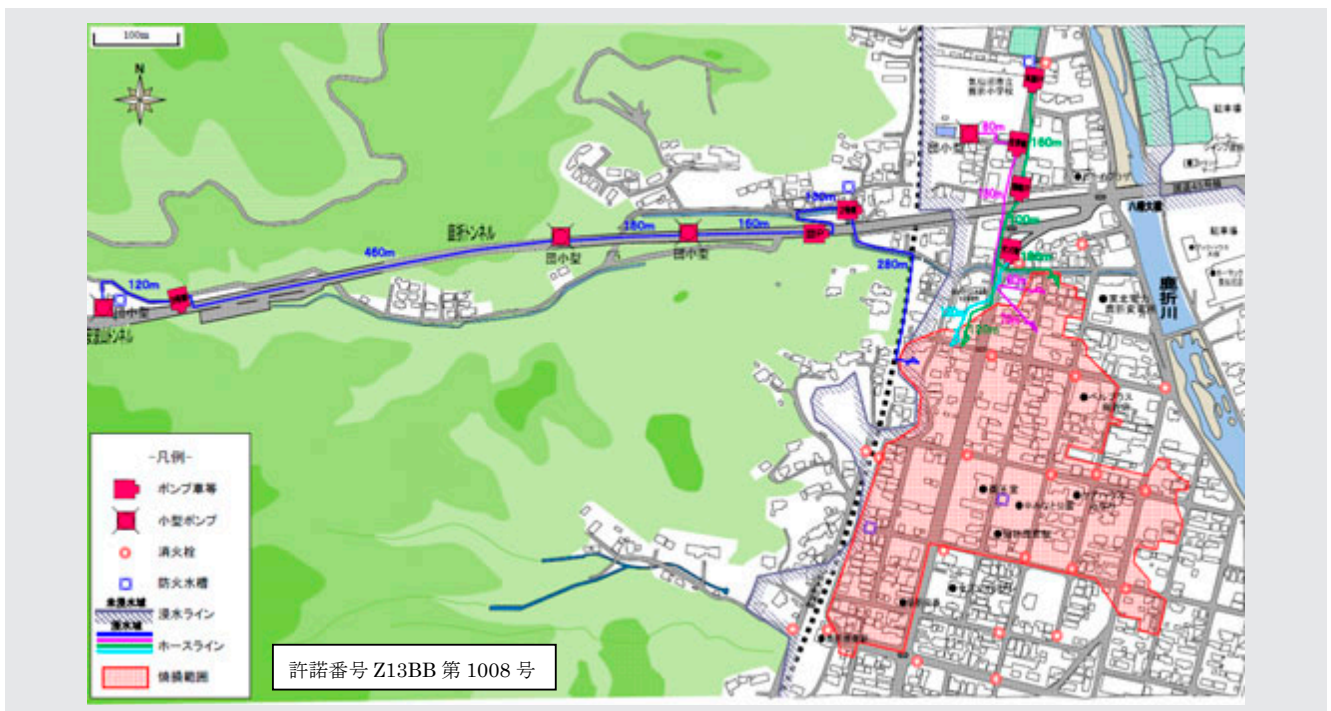
7）。図4.4-10に初動時の火災防御図を示す。

自然水利から最長約1,000mの遠距離送水を常備消防と協力して実施し、発災翌日には、緊急消防援助隊と合同で消火活動にあたった（写真4.4-8）。この火災には3日間で延べ271人の消防団員が対応した。



写真4.4-7 消防団による放水活動²⁾

図4.4-10 鹿折地区における火災防御図¹⁾



1) 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 東日本大震災消防活動の記録 平成24年9月 http://www.km-fire.jp/images_higashi/higashikatudou.pdf（平成25年1月21日参照）

2) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料8 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）

写真4.4-8 消防団と緊急消防援助隊による放水活動¹⁾

鹿折地区の市街地火災における火災の状況を第3章「3.3.2 2 (8) 宮城県気仙沼市鹿折地区の市街地火災」に、常備消防による消防活動を第4章「4.3.3 3 (10) 〈鹿折街区火災〉」に、緊急消防援助隊による消防活動を第4章「4.6.5 3 (2) ア 気仙沼市・南三陸町 (宮城県)」に詳細を記述した。

(3) 岩手県宮古市山田町消防団の消火活動²⁾

津波襲来後間もなく、津波浸水区域内で火災が発生した。避難所にいた団員の中から、留守番5人を残し25人で、津波浸水区域を避けて現場に向かった。現場到着時、火災は延焼中であった(写真4.4-9)。

津波により建物は倒壊し、風景が一変した状況の中ではじめに水利の確保を図った。がれきの中から防火水槽を迅速に探し出し、小型動力ポンプを配置し、がれきの上をホース延長した。さらに分水器を使用して、出火建物の南北に筒先を配備し、限られた水量を有効に活用し鎮圧した。

写真4.4-9 山田町消防団が駆け付けた延焼中の火災現場²⁾

4 防犯活動の事例

(1) 岩手県陸前高田市での警察との連携の事例³⁾

被災地における不審者対応等のため、警察と連携して自主的な防火・防犯活動を実施した。

(2) 宮城県多賀城市での防犯活動の事例⁴⁾

津波被害を受けた車からガソリンを抜き取る者がいたため、夜間、2時間おきに巡回を実施した。巡回中に車両の近くに人影を発見して、駆け付けたところ、不審者は20ℓの缶を放置して逃走した事例もあった。ガソリン泥棒が使用した缶を5個程度没収した。

5 給水活動の事例

〈福島県いわき市の断水地域での給水活動の事例¹⁾〉

本来は市の水道部局の業務であるが、断水が広範囲に発生し、対応が困難であったことから、市長からの要請により消防団が以下の対応を行った。

○市内各地の避難所及び公民館等において、平成23年3月11日から水道が復旧するまでの間、消防団員が交代で給水活動を実施した。

○発災直後から断水した市内各地において、市内各浄水場等で補給した水を断水地域まで給水車及び消防団車両で輸送し、給水活動を実施した。消防団員延べ2,795人が対応した。

写真4.4-10は、常葉公民館(いわき市)での給水活動の状況である。

写真4.4-10 常葉公民館での給水活動¹⁾

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料8 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf (平成25年1月21日参照)
 2) 財団法人日本消防協会 東日本大震災消防団報告研修会報告書 平成23年7月 http://www.nissho-jyohou.jp/nisshohp_img/higashinohon-saishinsai/pdf/houkokusho03_yamadachou.pdf (平成25年1月21日参照)
 3) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 第6回ワーキングチーム会議資料5 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/index.html (平成25年1月21日参照)
 4) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料6 平成24年3月 http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/06.pdf (平成25年1月21日参照)

6 がれきの撤去の事例

〈岩手県陸前高田市でのがれき撤去の事例¹⁾〉

自衛隊の災害派遣に際し、道路啓開の要請があり、管内の林業会社から重機を5台借り、団員で手分けして道路啓開、がれき撤去を行った。がれきの中からは遺体が次々と発見されるため、重機が使用できず手作業となり、時間を要した。

7 各種多様な活動事例

(1) 岩手県大槌町での交通整理の事例¹⁾

水門閉鎖をした後、街中に入居する一般の自動車を迂回させるため、看板を設置し、交通整理を行った。自宅への帰宅希望者が自動車が無理に通行しようとした例もみられた。

(2) 福島県相馬市での事例¹⁾

地震が発生した後、屯所から消防団の車両を運転し、町中に避難広報をして回った。3月12日の朝は、飲料水の運搬などの避難所支援を実施し、その後は、人命救助にあたった。一般の人の要請で死亡者を運んだこともあった。

(3) 福島県南相馬市の消防団と自衛隊による合同捜索活動の事例²⁾

鳥喰（とりばみ）溜池において、3月29日から7日間、延べ200人の消防団員が自衛隊と合同で捜索活動を実施した（写真4.4-11）。この活動で5人の遺体を発見した。



写真4.4-11 南相馬市消防団と自衛隊が合同で行う捜索活動²⁾

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料6 平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/06.pdf（平成25年1月21日参照）
2) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 中間報告書 参考資料8 平成24年3月
http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/sanko/08.pdf（平成25年1月21日参照）

4.4.4 ▶ 各被災地域における消防団の活動状況¹⁾

前項4.4.3では、消防団の活動の具体的な事例を活動別に記載した。4.4.4では、各被災地域*¹における消防団の活動状況を示す。

(1) 青森県八戸市¹⁾

八戸市消防団では、電話の不通等により消防本部からの出動要請及び情報を得ることができなかったが、各分団(班)では自主的に屯所へ参集し、管内の巡回(車両又は徒歩)を行った。

特に、沿岸部の分団は、大津波警報発表を受け、津波浸水危険のある区域に対して避難指示等の広報、避難誘導等の活動を積極的に行った。

(2) 岩手県宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村¹⁾

宮古市消防団、山田町消防団、岩泉町消防団及び田野畑村消防団は、地震発生後に水門の閉鎖を実施し、住民の避難誘導又は救助活動を行った。また、避難所での支援活動、行方不明者の搜索等を実施した。

(3) 岩手県釜石市・大槌町¹⁾

釜石市消防団及び大槌町消防団の消防団員は、地震発生直後には所属消防屯所に参集し、管轄区域の警戒巡視や被害情報の収集を実施した。また、大津波警報発令に伴い沿岸部の各分団は、水門閉鎖、住民への避難広報や避難誘導を行った。

津波発生後も、高齢者や身体の不自由な住民を避難させるために、何度も被災現場に向かった。消防団員は大きな余震が発生する中、被害の大きな沿岸部で浸水し孤立した住民の救出活動や避難誘導、支援物資の搬送、救急患者の搬送、消火活動を行った。

また、行方不明者の搜索活動も実施した。多数の行方不明者が遺体で収容され、遺体安置所への搬送も実施した。県内の火葬場での遺体火葬が間に合わないことから、県外の火葬場への遺体搬送も行った。さらに、夜間は避難所の警戒及び管轄区域内の

夜警を行い治安維持に努めた。

(4) 岩手県久慈市・洋野町・野田村・普代村¹⁾

久慈市消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、搜索、避難所対応等の活動を実施した。16日間の活動日数で延べ1,799人が従事した。

洋野町消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、警戒調査等の活動を実施した。15日間の活動日数で延べ1,132人が従事した。

野田村消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、搜索、搜索現場安全管理、交通整理等の活動を実施した。18日間の活動日数で延べ2,329人が従事した。

普代村消防団では、主に水門閉鎖、避難広報、搜索、被災地復旧等の活動を実施した。21日間の活動日数で延べ785人が従事した。

(5) 岩手県大船渡市¹⁾

大船渡市消防団は地震発生後、消防団本部員が大船渡消防署に設置された防災部に詰めて、情報収集と分団活動の指揮にあたった。

各分団は管轄地域の水門閉鎖と住民の避難誘導にあたった。その後、分団本部の消防団屯所が被災した分団は各地区の避難所に詰めての活動となった。

2日目から地元分団として、自衛隊、緊急消防援助隊、警察に帯同して行方不明者の搜索活動を行った。4月11日からがれき撤去作業が開始された際には、重機による作業の安全管理を含め、地元での搜索活動に従事した事例もあった。

なお、消防団へのアンケートによれば、消防本部に情報が入らず、消防団単独で救助にあたった事例が35例、救助人員は病院搬送を含め100人近くに上る。

1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

*1 各被災地域は、消防本部の管轄区域ごとに記載した。

(6) 岩手県陸前高田市¹⁾

陸前高田市消防団は、地震発生と同時に消防計画に従って、市内の海岸・河川堤防約150ヶ所の水門閉鎖、沿岸住民の避難誘導・交通誘導、津波襲来後は要救助者の救助や搬送、行方不明者の搜索収容・搬送、避難所設置応接、燃料補給、水・食料等の調達手配、国道・県道・市道等のがれき撤去・道路啓開、貴重品の回収等各機関からの要請に応え献身的に対応した。

平成23年3月11日から平成23年4月30日までの51日間、延べ11,878人が活動に従事した。

(7) 宮城県仙台市¹⁾

仙台市消防団の消防活動に関する要綱において、市内で震度5弱以上の地震が観測された場合には自主参集することと規定しており、今回の震災では、発災翌日の12日までに1,502人（67%）の団員が自主参集した。

発災直後は自己分団管内の避難誘導や救助活動、あわせて避難所運営の支援等を行った。

翌日以降は自己分団管内の活動とあわせ、市内全団から搜索隊を編成し、3月12日から6月11日までの3ヶ月間に、延べ3,928人の団員が甚大な津波被害を受けた沿岸地域での行方不明者の搜索活動に従事した。

(8) 宮城県石巻市¹⁾

沿岸地区では、地震発生後、石巻市石巻消防団、石巻市河北消防団、石巻市雄勝消防団、石巻市北上消防団、石巻市牡鹿消防団、東松島市消防団及び女川町消防団が、水門・陸閘（りくこう）閉鎖活動、避難誘導活動を実施した。

また、石巻地区では火災が発生したため火災出動して消火活動を実施した。その後、津波の襲来により、新たに発生した火災への対応及び人命救助活動を実施した。

2日目以降は、石巻市石巻消防団が消火活動を継続し、また、石巻市石巻消防団を含む地域の消防団が、倒壊家屋からの救助作業や人命救助活動、警戒活動を実施した。

内陸地区の消防団である石巻市河南消防団及び石

巻市桃生消防団の活動は、被災日当日から被災状況の被害調査、避難所開設準備等の支援、食料や燃料の物資調達、また、警戒活動や交通誘導を実施した。

(9) 宮城県松島町・利府町・塩竈市・七ヶ浜町¹⁾

全分団が市町災害対策本部の指揮下に入り、管轄地域を中心に避難誘導、救助活動、行方不明者検索等を行った。

(10) 宮城県気仙沼市¹⁾

気仙沼市消防団は発災後、気仙沼・本吉広域防災センター内に消防団指揮本部を設置し、消防本部と情報の共有、連携した活動を展開し、地震・津波災害時の活動フローに基づき、広報活動、水門門扉の閉鎖活動、避難誘導活動を行った。津波襲来後は、火災防御活動、避難誘導活動、救助活動、集中搜索活動、遺体搬送活動、公共施設清掃の多岐に及び、発災後の1ヶ月間で延べ約17,900人が活動に従事した。

連絡情報収集体制では、3台の赤バイク隊を編成し、がれきの堆積により道路が遮断された状況下で、その機動力を活かし情報収集、各分団との連絡調整に威力を発揮した。また、気仙沼市本吉町の4個分団では、配置されていた消防団無線機により情報連絡を行い、携帯電話が不通の状態において非常に有効であった。

(11) 宮城県南三陸町¹⁾

南三陸町消防団は震災後、事前命令により、広報活動、水門の閉鎖活動、避難誘導活動を行った。津波襲来後、災害対策本部に消防団幹部が詰め、各関係機関と連携し、人命救助活動、避難所開設、火災防御活動、遺体搜索活動、支援物資搬送、燃料輸送等の活動に従事した。南三陸町消防団は津波により、団員、施設等に甚大な被害を受け、現有消防力が低下した状況の中で、発災後の1ヶ月間で延べ約5,000人が活動に従事した。

(12) 宮城県岩沼市¹⁾

大津波警報発令後は、沿岸部管轄の部は避難誘導及び広報を実施した。津波被災後は、人命救助等を実施した。平成23年3月12日より全団員を招集し、緊急消防援助隊・職員と合同で人命救助・捜索等を実施した。消防団活動人員は延べ1,160人であった。

(13) 宮城県名取市¹⁾

平成23年3月11日から3日間は、各分団全員で救助捜索を行い、その後は日程を決めて活動を実施した。また、地図にメッシュを切り、自衛隊、警察、消防によるローラー作戦に、消防団も参加し、遺体捜索活動を実施した。装備の関係から水深のある堀等は、常備消防が捜索を行った。安全管理上から、危険な捜索・救助活動は未投入とした。

また、地震発生直後の避難広報活動中に、津波により被災した車両もあった（写真4.4-12）²⁾。



写真4.4-12 避難広報中に被災した名取市消防団の車両²⁾

(14) 宮城県亘理町・山元町¹⁾

亘理町消防団、山元町消防団ともに地震発生後は津波警戒広報を中心に活動し、津波襲来後数日間は救助活動、その後は主として捜索活動を行った。

(15) 福島県いわき市¹⁾

地震発生後、消防団は沿岸部の津波警戒広報、避

難誘導及び逃げ遅れ者の救出活動等に従事した。また、地震により市内各地の被災した水道施設断水の伴い、避難所等への給水活動補助を行った。

さらに4月25日・26日の両日には、市内沿岸部において一斉捜索活動を実施した。

(16) 福島県南相馬市・相馬市・新地町¹⁾

発災直後は、多くの団員が大津波警報発令に伴い避難広報活動を行った。

東京電力福島第一原発から30km圏内居住の消防団員については、多くの者が避難しており、消防活動に従事することはほぼ不可能であったが、その他の地区の団員については、ほとんどの者が捜索活動に従事した。

(17) 福島県浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楢葉町・広野町¹⁾

沿岸部に位置する6町では、消防団は、津波警戒を実施するとともに、住民への避難広報及び避難誘導の活動を行った。さらに、東京電力福島第一原発事故により、緊急事態宣言が発令され、住民の避難誘導を行った。

1) 全国消防長会 東日本大震災活動記録誌 平成24年3月

2) 財団法人日本消防協会 東日本大震災消防団報告研修会報告書 平成23年7月

http://www.nissho-jyohou.jp/nisshohp_img/higashinohon-saishinsai/pdf/houkokusho04_natorishi.pdf（平成25年1月21日参照）

4.4.5 ▶ 消防団の活動への地域の声

地域の消防団の活動に対し、各種のアンケート調査等において多数の感謝の声があった。

(1) 岩手県宮古市の地元小学校の児童・教員を救った適切な避難誘導の事例¹⁾

岩手県宮古市の鉦ヶ崎（くわがさき）小学校では、避難広報中に小学校に立ち寄った消防団員の適切な情報と避難誘導によって、児童の命を守ることができた。

地域の声：鉦ヶ崎（くわがさき）小学校校長
地震がおさまり、いったんグラウンドに児童全員を集めていた時に、消防団員の方が来た。この消防団の方が、津波が迫っている事、当初予定していた避難経路は道が崩れ大変危険だという情報を提供され、小学校裏の高台にある神社に避難した。

途中は消防団の方に適切に誘導され、なんと約200人の児童全員を無事に避難させることができた。

(2) 宮城県東松島市の消防団員と地域住民の絆を実感した事例¹⁾

宮城県東松島市東名地区のAさんは、消防団員の適切な対応と地域の絆によって救われた。Aさんは、大きな揺れで家の外に避難したが、警報が聞こえなかったため、津波を全く想定していなかった。しかし、消防団員や地域住民のおかげで、飼い犬とともに命を守ることができた。

地域の声：東松島市東名地区在住（震災当時）Aさん

本当に着の身着のままの避難だった。どこからともなく「津波がくるぞ!」という声で、あわてて高台の方へ逃げたが、そこも危険だということになり、近所で顔なじみでもあった消防団員の車で、ご近所の方も一緒に、より安全な場所まで避難した。

消防団員は、Aさんや地域の他の方に、自分の車の中で暖をとるように勧め、自身は地域のために一晩中活動をしていた。

出産予定日が間近に迫っていた犬も、地域の方の協力もあり、震災当日に車内で無事出産。6匹がみんな無事に産まれた。

(3) 福島県いわき市の保育所職員と園児を救った適切な指示の事例¹⁾

地震後に発生した津波を目撃し、動揺していた保育所の職員と園児を、避難広報中だった消防団員の適切な指示と避難誘導が救った。

地域の声：いわき市立永崎保育所職員

津波の第一波が近所の家々をのみ込んでいくのが見えた。「次の波はここまで来てしまうかもしれない」と思い、パニックでした。ちょうどその時に消防団員が駆け付けてくれた。消防団員は、お子さんを私が担任として受け持っていたこともあり、顔なじみだった。消防団員は、「ここにはいけない!」と私たちと当時保育所に避難していた地域の方々を、安全な避難場所まで誘導した。

避難した後も、家の様子が気になって戻ろうとした私たちを止めた。今回は一旦波が引いた後に、家の様子を見に戻ってしまった方が、数多く犠牲になった。

1) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 報告書 平成24年
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2408/240830_1houdou/01_houkokusyo.pdf（平成25年1月21日参照）